

静岡県告示第73号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年2月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 由比・大井川加入区（由比・大井川区域の小型さくらえび船びき網漁業区分）

(1) 届出年月日

令和5年1月27日

(2) 発起人の住所及び氏名

静岡市清水区由比今宿100

宮原 淳一

焼津市高新田1968

村松 清幸

(3) 区域

由比・大井川区域

(4) 区分

小型さくらえび船びき網漁業区分

2 由比・大井川加入区（由比・大井川区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業であって、大井川港漁業協同組合の地区で営む漁業区分）

(1) 届出年月日

令和5年1月27日

(2) 発起人の住所及び氏名

焼津市高新田1968

村松 清幸

焼津市本町4丁目10番25-203号エンブルマーレ焼津

代表 池谷 正志

(3) 区域

由比・大井川区域

(4) 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業であって、大井川港漁業協同組合の地区で営む漁業区分